

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部茨城県済生会

通所介護事業 龍ヶ岡
(デイサービス)

[重要事項説明書]

当施設は、介護保険の指定を受けています
(茨城県指定 第 0870800372 号)

目 次

1	施設経営法人.....	1
2	ご利用施設の概要.....	1
3	職員の配置状況.....	2
4	当施設が提供するサービスと利用料金.....	2
5	当施設利用に当たっての留意事項.....	4
6	禁止行為.....	4
7	苦情の受付について.....	4
8	第三者による評価の実施状況について.....	5
9	損害賠償について.....	5
10	身体拘束の禁止.....	6
11	虐待の防止のための措置.....	6
12	業務継続計画の策定.....	6
13	感染対策.....	6
14	施設サービス利用中に起こりうる危険について.....	7

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部茨城県済生会
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市双葉台3丁目3番10号
- (3) 電話番号 029-254-9292
- (4) 代表者氏名 支部長 村田 実
- (5) 設立年月日 昭和27年5月22日
- (6) 法人が設立・運営する施設
- ・特別養護老人ホーム ————— 指定介護老人福祉施設 龍ヶ岡
 - ・短期入所生活介護事業 ———— 指定短期入所生活介護事業 龍ヶ岡
 - ・通所介護事業 ————— 指定通所介護事業 龍ヶ岡
 - ・指定居宅介護支援事業所 ——— 居宅介護支援事業 龍ヶ岡

2 ご利用施設の概要

- (1) 施設の種類 指定通所介護事業所
平成16年3月1日指定 茨城県第 0870800372号
- (2) 施設の目的
介護保険法令に従い、ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を維持、継続することができるよう支援することを目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話をするとともに、利用者の家族の方等の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 施設の名称 通所介護事業 龍ヶ岡
- (4) 施設の所在地 茨城県龍ヶ崎市中里1丁目1番17
- (5) 電話番号 0297-61-1300
- (6) 施設長（管理者） 林 佳範
- (7) 開設年月日 平成16年3月1日
- (8) 当施設の運営方針
加齢又は病気等で介護や日常生活の支援が必要になった方に対し、その人が持つ心身の能力を生かし自立した日常生活を営めるよう、一人ひとりの生活の支援とご家族の支援を行います。
- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
 - ② 利用者又はその家族に対してサービス内容及び提供方法についてわかり易くご説明いたします。
 - ③ 適切な介護技術によりサービス提供をします。
 - ④ 居宅介護サービス（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供します。
- (9) 通常の実施地域 龍ヶ崎市内全域及び事業所から概ね半径10km以内の隣接市町村（牛久市・つくば市・取手市・稲敷市・利根町・河内町）とする。
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（ただし、12月31日～1月3日を除く）
-----	------------------------------

営業時間	8：30～17：30 サービス提供時間(送迎時間等を除く) 9：30～16：00とする
------	--

(11) 利用定員 1日概ね35人

3 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置については指定基準を遵守しています。)

職種	配置数	備 考
管理者(施設長)	1名	常勤1(兼務)
生活相談員	2名	常勤2(兼務)
看護職員	必要人員	常勤2(兼務)
介護職員	必要人員	常勤7 常勤2
機能訓練指導員	必要人員	常勤1(兼務)

*勤務体制により職員数や勤務時間が変わることがあります。

4 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用される方々に次のサービスを提供します。

提供するサービスには介護保険の給付が対象となるサービスと、介護保険の給付が対象外となるサービスの2種類があります。

*ご契約者(ご利用者)及びその家族等に対して施設の具体的なサービス内容、サービス提供方針を説明し、同意のもとにケアプランを立案決定します。

(1) 介護保険の給付が対象となるサービス

- ・ご利用者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。
- ・サービスについての利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されるサービスです。

① 食 事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することが出来ます。
- ・健康状態の確認をいたします。

* 入浴は、看護職員が健康チェックをした上で決定します。

③ 排 泄

排泄の介助を行います。

(オムツを使用されている場合は、必用枚数をご持参願います。)

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。

⑥ 生活相談

ご利用者のご相談に応じます。

(2) 介護保険の給付対象となるサービスと利用料金

介護度別利用料金とサービスの利用に応じた加算費用を負担していただきます。利用料金は別紙1のとおりとなります。

(3) 介護保険の給付対象外となるサービスと利用料金

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者（利用者）の負担となるサービスです。利用料金は別紙2のとおりです。

① 食事材料費

ご利用者に提供する食事の食材料費にかかる費用を負担していただきます。

② 取消料

利用当日でご利用者の都合で取消しされる場合は、取消料をいただく場合があります。

③ 理容・美容

理容師、美容師の出張による理・美容のサービスを受けることができます。

④ レクリエーション、クラブ活動

希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加いただくことができます。

⑤ オムツ代等

オムツ、尿とりパット等は必要分持参していただきますが、不足した場合は施設のものをご利用いただきます。

⑥ 特別な食事

・医療上必要な食事を提供いたします。

⑦ 文書等の交付

必要に応じて複写物・領収書の再発行・証明書等を交付いたします。

*ただし、無料にて送付するものは除きます。

⑧ 日常生活上必要品等の購入費

ご利用者の日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただくことが適切であるものに係る費用

⑨ その他必要に応じて行う介護保険適用外サービス

日常生活上、必要な事項で施設が提供できるサービスについては、協議の上実施することとします。

(4) 利用料金の支払方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、月末に締め翌月に請求いたします。

請求書がお手元に届きましたら、下記のいずれかの方法でお支払いください。受領確認後領収書を発行いたします。

(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。)

- ・ 窓口での現金支払い
- ・ 下記指定口座への振込み

常陽銀行 竜崎支店 普通口座 No. 1615212

口座名義：社会福祉法人恩賜財団茨城県済生会龍ヶ岡 施設長 林 佳範

- ・ 金融口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：常陽銀行竜崎支店(他支店でも可能です。ご相談ください。)

5 当施設利用に当たっての留意事項

電話・事務所窓口対応時間	午前8：30～午後5：30
所持品等の持ち込み	貴重品・危険物の持ち込みはご遠慮ください。
医療関係	受診・入院の手続きはご家族にてお願いいたします。
宗教活動等	当施設内での宗教・政治・営利活動および他の利用者への迷惑を及ぼす行為は、ご遠慮願います。
喫煙	当施設では利用者等の健康管理のため全館禁煙に成っておりますのでご協力をお願いします。
行事参加等の様子の掲載について	当施設では、ホームページや広報物において、入居者様の行事参加の様子や活動の写真を掲載させていただく場合がございます。掲載を希望されない場合は、お手数ですが事前にお申し出ください。

故意に施設、設備を壊したり汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

6 禁止行為

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載

7 苦情の受付について

当施設における苦情や相談は、社会福祉法第 82 条の規定により体制を整えています。

(口頭・文書。電話いづれでも結構です)

◎ 受付窓口

苦情受付時間	月曜日～土曜日 午前 8:30～午後 5:30
苦情受付担当者	生活相談員
苦情受付責任者	管理者（施設長）
第 3 者委員	民生委員等

* 苦情解決の体制については別紙を参照してください

◎行政機関その他苦情受付機関

行政機関名	担当課	電話・ファックス
-------	-----	----------

茨城県国民健康保険団体連合会 (国保連合会) 茨城県市町村会館 3 階	介護保険課苦情相談室	TEL 029-301-1516 FAX 029-301-1579
龍ヶ崎市役所 (龍ヶ崎市 3710)	介護福祉課	TEL 0297-64-1111 FAX 0297-60-1589
牛久市役所 (牛久市中央 3-15-1)	高齢福祉課	TEL 029-873-2111 FAX 029-873-7510
稲敷市役所 (稲敷市犬塚 1570 番地 1)	高齢福祉課	TEL 029-892-2000
利根町役場 (北相馬郡利根町布川 841-1)	福祉課	TEL 0297-68-2211 FAX 0297-68-7990
河内町役場 (稲敷郡河内町源清田 1183)	介護保険係	TEL 0297-84-6981 FAX 0297-84-4357

8 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況

1 あり 実施日 : 年 月 日
 評価機関名称 :
 結果の表示 : 1 あり 2 なし

2 なし

9 損害賠償について

(1) 損害賠償責任

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

(2) 損害賠償責任がなされない場合

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は、不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスに起因しない事由で損害が発生した場合
- ③ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

(3) 事業所の責任によらない事由によるサービス実施不能の場合

本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既の実施したサービスを除いて、所定のサービス利

用料金の支払いを請求することができないものとする。

1 0 身体拘束の禁止

当施設では、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

当施設では、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します
- ③介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します

1 1 虐待の防止のための措置

当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

な措置を講じます

- ・虐待防止のための委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています
- ・虐待防止のための指針を整備しています
- ・職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています
- ・上記措置を適切に実施するために担当者を置いています
- ・サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通達します。

1 2 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします

- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

1 3 感染対策

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします

- ・施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果

について、職員に周知徹底を図ります

- ・施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します
- ・職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します

- ・「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います

1 4 施設サービス利用中に起こりうる危険について

当施設ではご利用者が快適に過ごしていただけるよう、安全、安楽な環境づくりに配慮します。しかし、ご利用者の身体的な状況や病気、その他の様々な理由によって事故や、体調不良による急変が伴うことを十分にご理解ください。なお、施設サービス利用中に起こりうる危険については、自宅での生活においても十分に起こりうるものであると考えます。

(下記のようなリスクが想定されますので、ご理解いただきましたら□に確認のチェックをお願いします。)

- デイサービスでは原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。(ご家族様の同意の上やむを得ず身体拘束をすることもあります。)
- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による事故の可能性があります。(骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。)
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 年齢に関係なく、心臓や脳の疾患により、稀に急変される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設スタッフの判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- 集団生活を伴うため、コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウィルス、疥癬など感染防止に努めていますが感染してしまう可能性があります。
- 認知症は記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害(周辺症状)が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転、攻撃的行為、せん妄等の行動障害を起こす可能性があります。集団生活が困難な場合は(担当ケアマネジャー様とご家族様相談の上、専門家に受診して頂くことがあります。)

同意書

重要事項の説明・同意を証するために重要事項説明書2通を作成し、説明者及び利用者明記押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護事業 龍ヶ岡

説明者

職名 生活相談員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意いたしました。

ご利用者氏名 印

〒
住 所

電話番号 ()

私は、利用者本人に代わり、上記署名を行いました。

私は、利用者本人の同意意思を確認しました。

代理人氏名 印

(利用者との続柄)

〒
住 所

電話番号 ()

※署名代理の理由 1. 高齢のため 2. 筆記不可のため 3. その他 ()

緊急時の連絡先

ご氏名

(利用者との続柄)

〒
住 所

電話番号 ()